

産業廃棄物処理計画書 令和7年6月19日 札幌市長 様 提出者 住 所 札幌市東区東雁来9条3丁目2-20 氏 名 株式会社ファーマインド 札幌センター センター長 江原 正人 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 011-790-5141 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社ファーマインド 札幌センター
事業場の所在地	札幌市東区東雁来9条3丁目2-20
計画期間	令和 7年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	09食料品製造業
② 事業の規模	製造売上77,914百万円（2024年12月期）（会社単体）
③ 従業員数	120名（2025年3月31日）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	廃プラスチック類 RPF原料として処理委託 動植物性残渣 たい肥化、飼料化として処理委託 木くず RPF原料として処理委託 安定型混合廃棄物 再生品原料として処理委託 水銀使用製品産業廃棄物 再生品原料として処理委託

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
(管理体制図) 別紙①参照						
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	動植物性残渣	安定型混合廃棄物	金属くず
	排出量	35.3 t	56.68 t	1388.56 t	0.17 t	0.51 t
	(これまでに実施した取組) 植物性残渣の排出量削減について工程の見直しにより歩留まり率の改善に取り組んだ。					
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	動植物性残渣	安定型混合廃棄物	金属くず
	排出量	35.3 t	56.68 t	1388.56 t	0.17 t	0.51 t
	(今後実施する予定の取組) 植物性残渣の排出量削減について工程の見直しにより歩留まり率の改善に及び飼料化（有価）による排出量の低減に取り組む					
産業廃棄物の分別に関する事項						
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 植物性残渣、廃プラスチック、紙くず、木くず、金属くずの分別					
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 植物性残渣、廃プラスチック、紙くず、木くず、金属くずの分別					

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	特になし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特になし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	動植物性残渣	安定型混合廃棄物	金属くず
	全処理委託量	35.43 t	56.68 t	1388.56 t	0.17 t	0.51 t
	優良認定処理業者への処理委託量	35.43 t	56.68 t	841 t	0.17 t	0.51 t
	再生利用業者への処理委託量	35.43 t	56.68 t	1388.56 t	0.17 t	0.51 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 動植物残渣のたい肥化、令和5年度より一部飼料化（有価）を開始					

② 計画		【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	動植物性残渣	安定型混合廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物
	全処理委託量	35 t	56 t	1380 t	0.2 t	0.01 t
	優良認定処理 処理委託量	35 t	56 t	840 t	0.2 t	0.01 t
	再生利用業 処 理 委	35 t	56 t	1380 t	0.2 t	0.01 t
	認定熱回収業 処 理 委	t	t	t	t	t
	認定熱回収業 熱回収を行う業 処 理 委	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) 動植物性残渣の飼料化（有価）を促進し排出量の低減を図る					
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請け完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模がわかるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

